

宗教2世問題ネットワーク コンプライアンス管理規程

(目的)

第1条 この規程は、本団体のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての会員が法令等を遵守し業務を遂行する態勢を確立し、本団体の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程における「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（関連する告示、通知を含む。）、条例並びに本団体の規約等、明確に文章化された社会ルールをいう。

(会員の責務)

第3条 この規程は本団体の全ての会員に適用する。

2 会員は、本団体規約第7条に定める目的及び同第8条に定める事業内容等をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、宗教2世問題の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

3 会員は、他の会員の多くが宗教2世であり、その生い立ち、経歴、価値観、心情等が千差万別であり、他の会員に関する情報（個人情報等）の取扱については、高度の機密性を有する性質であることを理解し、本団体外部において、本人の承諾なくみだりに他の会員に関する情報を発信してはならない。

4 会員は、各人の個人的活動の実施にあたり、本団体及び他の会員の利益との衝突に細心の注意を払い、適切に対応しなければならない。

(コンプライアンス責任者)

第4条 総会は、コンプライアンスを推進し会員の適切な職務執行が図られるよう、役員のうち1人をコンプライアンス責任者として指名する。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス責任者の役割及び権限は以下のとおりとする

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の設置、招集及び開催時の委員長

4 コンプライアンス責任者は、本団体におけるコンプライアンスの推進、個別事案への対応等を円滑に行うために、必要に応じて、会員の中から相応しい者を委員に指名して、コンプライアンス委員会を設置することができる。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者を委員長とし、コンプライアンス責任者が指名した者らを委員として構成する。同委員会の委員の数は、委員長を除き、2名から5名とする。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) 第7条に定めるコンプライアンス違反行為等の処理
- (4) その他コンプライアンス責任者が指示した事項

3 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者が必要と認めたときにいつでも招集することができる。

(禁止事項)

第6条 会員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の会員の人権を侵害するもしくはそのおそれのある行為
- (3) 他の会員の心情を損なう行為もしくはそのおそれのある行為
- (4) 他の会員に関する情報を漏洩する行為もしくは漏洩するおそれのある行為
- (5) 活動で知り得た個人に関する情報を漏洩する行為もしくは漏洩するおそれのある行為、その他の本団体及び他の会員に不利益となる行為一切

(コンプライアンス違反行為等の処理)

第7条 コンプライアンス責任者は、内外からの情報提供等に基づき、コンプライアンス違反行為及び前項の禁止行為(以下、「コンプライアンス違反行為等」という。)の疑いがあると判断した場合には、速やかにコンプライアンス委員会を招集し、事実関係を調査し、その事実が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに再発防止策を講ずる等適切に対処しなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為等に該当する事実が認められたときは、速やかに当該事実を総会に報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決による。

附則

1 この規約は、2023年9月29日から施行する。